

第 10 章 環境影響の総合的な評価

第10章 環境影響の総合的な評価

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、「大気質」、「水質」、「騒音及び超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「土壌」、「植物」、「動物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物」、「残土」及び「温室効果ガス等」の14項目の環境要素を対象に計画段階での環境保全措置を勘案して調査、予測及び評価を行った。

各環境要素の調査、予測及び評価の結果の概要は、以下の10-1～10-14に示すとおりである。

また、「第9章 監視計画」に記載のと通りの事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めることとしている。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

10-1 大気質

10-1-1 工事の実施

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事に伴う建設機械の稼働による大気質

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																								
対象事業実施区域内で実施した現地調査結果は以下に示すとおりである。 二酸化窒素の期間平均値は 0.013ppm であり、測定期間中に環境基準値及び千葉県環境目標値を超える値はみられなかった。 浮遊粒子状物質の期間平均値は 0.013mg/m³であり、測定期間中に環境基準値を超える値はみられなかった。 大気質調査結果 (4季調査、地点1 対象事業実施区域) <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th><th>期間平均値</th><th>1時間値の最高値</th><th>日平均値の最高値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td><td>0.013</td><td>0.055</td><td>0.028</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>0.013</td><td>0.045</td><td>0.025</td></tr> </tbody> </table>	調査項目	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	二酸化窒素 (ppm)	0.013	0.055	0.028	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.013	0.045	0.025	建設機械の稼働による大気質の予測結果は、以下に示すとおりである。 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.035mg/m³、であり、千葉県環境目標値及び環境基準等を満足するものと予測する。 大気質の予測結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>年平均値 予測結果</th><th>日平均値の 年間98%値 または 2%除外値</th><th>千葉県環境目標値 または 環境基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td><td>0.0169</td><td>0.037</td><td>日平均値の年間98%値が0.04ppm以下</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>0.0143</td><td>0.035</td><td>1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下</td></tr> </tbody> </table>	項目	年平均値 予測結果	日平均値の 年間98%値 または 2%除外値	千葉県環境目標値 または 環境基準等	二酸化窒素 (ppm)	0.0169	0.037	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0143	0.035	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・建設機械は、排出ガス対策型を使用する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・工事期間中は、対象事業実施区域周囲に高さ約3mの仮囲いを設置する。 ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、稼働時間を抑制する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 建設機械の稼働による大気質の予測結果は、二酸化窒素が0.0037ppm、浮遊粒子状物質が0.035mg/m³であり、環境基準等を満足するものと評価する。
調査項目	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値																								
二酸化窒素 (ppm)	0.013	0.055	0.028																								
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.013	0.045	0.025																								
項目	年平均値 予測結果	日平均値の 年間98%値 または 2%除外値	千葉県環境目標値 または 環境基準等																								
二酸化窒素 (ppm)	0.0169	0.037	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下																								
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0143	0.035	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下																								

2. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事に伴う粉じん（降下ばいじん量）

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果		
対象事業実施区域の降下ばいじん量は、3.5～4.1 t / km ² / 月であり、参考値 (10 t / km ² / 月以下) を下回っていた。	季節別降下ばいじん量の最大値は、東側敷地境界で7.3 t / km ² / 月（冬季）であり、降下ばいじんに係る参考値（10 t / km ² / 月以下）を下回るものと予測する。	【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・粉じんの飛散を防止するために、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、適宜、散水を行う。 ・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。 ・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・工事車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後に退出する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 建設機械の稼働による降下ばいじん量の予測結果は、最大で7.3 t / km ² / 月であり、基準等（10 t / km ² / 月以下）を満足するものと評価する。		
降下ばいじん量調査結果					
調査地点	調査時期	降下ばいじん量			
		(t / km ² / 月)			
地点1 対象事業実施区域	春季	3.8			
	夏季	3.5			
	秋季	4.1			
	冬季	1.6			
降下ばいじん量の予測結果					
予測地点	降下ばいじん量 (t / km ² / 月)				参考値
	春季	夏季	秋季	冬季	
敷地境界最大地点	3.9	5.1	6.5	7.3	工事寄与の降下ばいじん量が 10 t / km ² / 月以下

3. 資材又は機械の運搬に伴う工事用車両の走行による沿道大気質

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																																																																
工事用車両の走行ルートであるふれあい橋通り、千葉船橋海浜線及びまろにえ通りで実施した現地調査結果は以下に示すとおりである。 二酸化窒素の期間平均値は 0.012 ～ 0.016ppm であり、測定期間中に環境基準値及び千葉県環境目標値を超える値はみられなかった。 浮遊粒子状物質の期間平均値は 0.012 ～ 0.014mg/m³ であり、測定期間中に環境基準値を超える値はみられなかった。 二酸化窒素調査結果 (4季調査、単位：ppm) <table> <tr> <th>調査地点</th><th>期間平均値</th><th>1時間値の最高値</th><th>日平均値の最高値</th></tr> <tr> <td>地点1 ふれあい橋通り (新習志野公民館)</td><td>0.015</td><td>0.053</td><td>0.027</td></tr> <tr> <td>地点2 千葉船橋海浜線 (幕張海浜公園)</td><td>0.012</td><td>0.048</td><td>0.024</td></tr> <tr> <td>地点3 まろにえ通り (秋津公園テニスコート)</td><td>0.016</td><td>0.059</td><td>0.032</td></tr> </table> 浮遊粒子状物質調査結果 (4季調査、単位：mg/m³) <table> <tr> <th>調査地点</th><th>期間平均値</th><th>1時間値の最高値</th><th>日平均値の最高値</th></tr> <tr> <td>地点1 ふれあい橋通り (新習志野公民館)</td><td>0.014</td><td>0.049</td><td>0.028</td></tr> <tr> <td>地点2 千葉船橋海浜線 (幕張海浜公園)</td><td>0.013</td><td>0.065</td><td>0.027</td></tr> <tr> <td>地点3 まろにえ通り (秋津公園テニスコート)</td><td>0.012</td><td>0.043</td><td>0.022</td></tr> </table>	調査地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	地点1 ふれあい橋通り (新習志野公民館)	0.015	0.053	0.027	地点2 千葉船橋海浜線 (幕張海浜公園)	0.012	0.048	0.024	地点3 まろにえ通り (秋津公園テニスコート)	0.016	0.059	0.032	調査地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	地点1 ふれあい橋通り (新習志野公民館)	0.014	0.049	0.028	地点2 千葉船橋海浜線 (幕張海浜公園)	0.013	0.065	0.027	地点3 まろにえ通り (秋津公園テニスコート)	0.012	0.043	0.022	工事用車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の予測結果は、以下に示すとおりである。 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値は0.033ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値は0.039mg/m³であり、環境基準及び千葉県環境目標値を満足するものと予測する。 二酸化窒素濃度の予測結果 (単位：ppm) <table> <tr> <th>予測地点</th><th>年平均値 予測結果</th><th>日平均値の 年間98%値</th><th>環境基準等</th></tr> <tr> <td>地点1</td><td>東側 0.011426 西側 0.011379</td><td>0.025</td><td>[環境基準] 1時間値の日平均値が0.04～0.06ゾーン内またはそれ以下</td></tr> <tr> <td>地点2</td><td>北側 0.013389 南側 0.013478</td><td>0.028</td><td>[千葉県環境目標値]</td></tr> <tr> <td>地点3</td><td>東側 0.017303 西側 0.017302</td><td>0.033</td><td>日平均値の年間98%値が0.04ppm以下</td></tr> </table> 浮遊粒子状物質濃度の予測結果 (単位：mg/m³) <table> <tr> <th>予測地点</th><th>年平均値 予測結果</th><th>日平均値の 2%除外値</th><th>環境基準等</th></tr> <tr> <td>地点1</td><td>東側 0.015026 西側 0.015024</td><td>0.039</td><td></td></tr> <tr> <td>地点2</td><td>北側 0.014031 南側 0.014037</td><td>0.037</td><td>[環境基準] 1時間値の日平均値が0.10以下</td></tr> <tr> <td>地点3</td><td>東側 0.014030 西側 0.014029</td><td>0.037</td><td></td></tr> </table>	予測地点	年平均値 予測結果	日平均値の 年間98%値	環境基準等	地点1	東側 0.011426 西側 0.011379	0.025	[環境基準] 1時間値の日平均値が0.04～0.06ゾーン内またはそれ以下	地点2	北側 0.013389 南側 0.013478	0.028	[千葉県環境目標値]	地点3	東側 0.017303 西側 0.017302	0.033	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	予測地点	年平均値 予測結果	日平均値の 2%除外値	環境基準等	地点1	東側 0.015026 西側 0.015024	0.039		地点2	北側 0.014031 南側 0.014037	0.037	[環境基準] 1時間値の日平均値が0.10以下	地点3	東側 0.014030 西側 0.014029	0.037		【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 浮遊粒子状物質については日平均値の2%除外値、二酸化窒素については日平均値の年間98%値の予測結果を、環境基準又は千葉県環境目標値等と対比した結果、いずれも環境基準及び千葉県環境目標値を満足するものと評価する。
調査地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値																																																																
地点1 ふれあい橋通り (新習志野公民館)	0.015	0.053	0.027																																																																
地点2 千葉船橋海浜線 (幕張海浜公園)	0.012	0.048	0.024																																																																
地点3 まろにえ通り (秋津公園テニスコート)	0.016	0.059	0.032																																																																
調査地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値																																																																
地点1 ふれあい橋通り (新習志野公民館)	0.014	0.049	0.028																																																																
地点2 千葉船橋海浜線 (幕張海浜公園)	0.013	0.065	0.027																																																																
地点3 まろにえ通り (秋津公園テニスコート)	0.012	0.043	0.022																																																																
予測地点	年平均値 予測結果	日平均値の 年間98%値	環境基準等																																																																
地点1	東側 0.011426 西側 0.011379	0.025	[環境基準] 1時間値の日平均値が0.04～0.06ゾーン内またはそれ以下																																																																
地点2	北側 0.013389 南側 0.013478	0.028	[千葉県環境目標値]																																																																
地点3	東側 0.017303 西側 0.017302	0.033	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下																																																																
予測地点	年平均値 予測結果	日平均値の 2%除外値	環境基準等																																																																
地点1	東側 0.015026 西側 0.015024	0.039																																																																	
地点2	北側 0.014031 南側 0.014037	0.037	[環境基準] 1時間値の日平均値が0.10以下																																																																
地点3	東側 0.014030 西側 0.014029	0.037																																																																	

10-1-2 土地又は工作物の存在及び供用

1. 施設の稼働に伴うばい煙の発生による大気質

調査の結果				予測の結果	環境保全措置	評価の結果
対象事業実施区域内及び周辺 3 地点の計 4 地点で実施した現地調査結果は以下に示すとおりである。 全ての地点、項目において、環境基準等を満足していた。				<長期平均濃度> 施設の稼働による大気質の長期平均濃度の予測結果の最大は、以下に示すとおりである。 煙突排出ガスの最大着地濃度（年平均値）は、二酸化硫黄が0.000138ppm（寄与率12.2%）、二酸化窒素が0.000059ppm（寄与率0.5%）、浮遊粒子状物質が0.000046mg/m ³ （寄与率0.4%）、水銀が0.000138μgHg/m ³ （寄与率8.5%）、ダイオキシン類が0.000046pg-TEQ/m ³ （寄与率0.4%）と予測する。 水銀については、環境濃度が0.001638μgHg/m ³ となり、指針値（年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下）を満足するものと予測する。また、ダイオキシン類については、環境濃度が0.013046pg-TEQ/m ³ となり、環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下）を満足するものと予測する。 現地調査地点における煙突排出ガスの着地濃度（年平均値）は、二酸化硫黄が0.000008ppm～0.000033ppm（寄与率0.8～3.2%）、二酸化窒素が0.000004ppm～0.000020ppm（寄与率0.0%～0.2%）、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m ³ ～0.000011mg/m ³ （寄与率0.0%～0.1%）であった。また、水銀が0.000008μg/m ³ ～0.000033μg/m ³ （寄与率0.5%～1.8%）、ダイオキシン類が0.000003pg-TEQ/m ³ ～0.000011pg-TEQ/m ³ （寄与率0.0%～0.1%）であった。 なお、水銀の環境濃度（年平均値）が0.001508μg/m ³ ～0.001833μg/m ³ であり、指針値（0.04μg/m ³ 以下）を満足する。ダイオキシン類の環境濃度（年平均値）が0.011011pg-TEQ/m ³ ～0.013004pg-TEQ/m ³ であり、環境基準（0.6pg-TEQ/m ³ 以下）を満足する。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・排出ガスは、法規制よりも、より厳しい目標値を満足させて排出する。 ・ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。 ・塩化水素及び硫黄酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。 ・窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、触媒脱硝装置等により除去する。 ・ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで、大気汚染物質の低減に努める。 ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 <長期平均濃度> 施設の稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度）は、最大で二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.036mg/m ³ 、水銀が0.001638μgHg/m ³ 、ダイオキシン類が0.013046pg-TEQ/m ³ となり、環境基準等を満足するものと評価する。 <短期高濃度> 施設の稼働による大気質の予測結果（短期高濃度）は、各物質で内部境界層フェミゲーション時が最大となった。予測結果は、最大で二酸化硫黄が0.0231ppm、二酸化窒素が0.0828ppm、浮遊粒子状物質が0.1164mg/m ³ 、塩化水素が0.0175ppmであり、環境基準等を下回るものと評価する。
二酸化硫黄調査結果（4季調査、単位：ppm）						
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値			
地点1 対象事業実施区域	0.001	0.012	0.003			
地点2 ガス茜浜供給所	0.001	0.016	0.004			
地点3 香澄小学校	0.001	0.023	0.005			
地点4 幕張メッセ駐車場付近	0.001	0.009	0.002			
二酸化窒素調査結果（4季調査、単位：ppm）						
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値			
地点1 対象事業実施区域	0.013	0.055	0.028			
地点2 ガス茜浜供給所	0.017	0.074	0.035			
地点3 香澄小学校	0.011	0.048	0.023			
地点4 幕張メッセ駐車場付近	0.013	0.061	0.028			
浮遊粒子状物質調査結果 （4季調査、単位：mg/m³）						
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値			
地点1 対象事業実施区域	0.013	0.045	0.025			
地点2 ガス茜浜供給所	0.014	0.057	0.030			
地点3 香澄小学校	0.015	0.062	0.034			
地点4 幕張メッセ駐車場付近	0.014	0.056	0.031			

調査の結果				予測の結果							環境保全措置	評価の結果		
塩化水素調査結果（４季調査、単位：ppm）				大気質の予測結果 （長期平均濃度、最大着地濃度地点）							(p. 10-4に記載)	(p. 10-4 に記載)		
調査地点		期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値		項 目	最大着地濃度(A)		バック グラウンド濃度 (B)	環境濃度 予測結果 (A+B)			寄与率 (A/(A+B) ×100)	
地点 1 対象事業実施区域		0.001	0.001	0.001未満			出現 距離	出現 方向						
地点 2 ガス茜浜供給所		0.001	0.001	0.001未満		二酸化硫黄 (ppm)	0.000138	570m	北東	0.001			0.001138	12.2%
地点 3 香澄小学校		0.001	0.001	0.001未満		二酸化窒素 (ppm)	0.000059	570m	北東	0.013			0.013059	0.5%
地点 4 幕張メッセ駐車場付近		0.001	0.002	0.001未満		浮遊粒子状物質 (mg/m³)	0.000046	570m	北東	0.013			0.013046	0.4%
ダイオキシン調査結果 （４季調査、単位：pg-TEQ/m³）				水銀 (μ gHg/m³)		0.000138	570m	北東	0.0015	0.001638			8.5%	
調査地点		毒性等量年間平均値			ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	0.000046	570m	北東	0.013	0.013046			0.4%	
地点 1 対象事業実施区域		0.013			大気質の予測結果（長期平均濃度、現地調査地点）									
地点 2 ガス茜浜供給所		0.012			項目	調査地点	着地濃度 (A)	バックグラ ウンド濃度 (B)	環境濃度 予測結果 (A+B)	寄与率 (A/(A+B) ×100)				
地点 3 香澄小学校		0.011												
地点 4 幕張メッセ駐車場付近		0.012			二酸化硫黄 (ppm)	1 対象事業実施区域	0.000012	0.001	0.001012	1.2%				
						2 ガス茜浜供給所	0.000018	0.001	0.001018	1.8%				
						3 香澄小学校	0.000033	0.001	0.001033	3.2%				
						4 幕張メッセ駐車場付近	0.000008	0.001	0.001008	0.8%				
					二酸化窒素 (ppm)	1 対象事業実施区域	0.000004	0.013	0.013004	0.0%				
						2 ガス茜浜供給所	0.000010	0.017	0.017010	0.1%				
						3 香澄小学校	0.000020	0.011	0.011020	0.2%				
						4 幕張メッセ駐車場付近	0.000004	0.013	0.013004	0.0%				
					浮遊粒子状物 質 (mg/m³)	1 対象事業実施区域	0.000004	0.013	0.013004	0.0%				
						2 ガス茜浜供給所	0.000006	0.014	0.014006	0.0%				
						3 香澄小学校	0.000011	0.015	0.015011	0.1%				
						4 幕張メッセ駐車場付近	0.000003	0.014	0.014003	0.0%				
					水 銀 (μ gHg/m³)	1 対象事業実施区域	0.000012	0.0015	0.001512	0.8%				
						2 ガス茜浜供給所	0.000018	0.0015	0.001518	1.2%				
						3 香澄小学校	0.000033	0.0018	0.001833	1.8%				
						4 幕張メッセ駐車場付近	0.000008	0.0015	0.001508	0.5%				
					ダイオキ シン類 (pg-TEQ/m³)	1 対象事業実施区域	0.000004	0.013	0.013004	0.0%				
						2 ガス茜浜供給所	0.000006	0.012	0.012006	0.1%				
						3 香澄小学校	0.000011	0.011	0.011011	0.1%				
						4 幕張メッセ駐車場付近	0.000003	0.012	0.012003	0.0%				

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果																																																																																
(p. 10-4、5 に記載)	【日平均値の年間98%値又は2 %除外】 二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間98%値または2 %除外値は、以下に示すとおりである。 二酸化硫黄の日平均値の2 %除外値は0. 004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0. 030～0. 037ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2 %除外値は0. 031～0. 036mg/m³であり、環境基準及び千葉県環境目標値を満足するものと予測する。 大気質の予測結果（二酸化硫黄、日平均値の2 %除外値、単位：ppm） <table><tr><th colspan="2">調査地点</th><th>年平均値 予測結果</th><th>日平均値の 2 %除外値</th><th>環境基準</th></tr><tr><td>-</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0. 001138</td><td>0. 004</td><td rowspan="5">0. 04ppm 以下</td></tr><tr><td>1</td><td>対象事業実施区域</td><td>0. 001012</td><td>0. 004</td></tr><tr><td>2</td><td>ガス茜浜供給所</td><td>0. 001018</td><td>0. 004</td></tr><tr><td>3</td><td>香澄小学校</td><td>0. 001033</td><td>0. 004</td></tr><tr><td>4</td><td>幕張メッセ駐車場付近</td><td>0. 001008</td><td>0. 004</td></tr></table> 大気質の予測結果（二酸化窒素、日平均値の年間98%値、単位：ppm） <table><tr><th colspan="2">調査地点</th><th>年平均値 予測結果</th><th>日平均値の 年間 98%値</th><th>環境基準</th><th>千葉県 環境目標値</th></tr><tr><td>-</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0. 013059</td><td>0. 033</td><td rowspan="5">0. 04ppm から 0. 06ppm の ゾーン内又は それ以下</td><td rowspan="5">0. 04ppm 以下</td></tr><tr><td>1</td><td>対象事業実施区域</td><td>0. 013004</td><td>0. 033</td></tr><tr><td>2</td><td>ガス茜浜供給所</td><td>0. 017010</td><td>0. 037</td></tr><tr><td>3</td><td>香澄小学校</td><td>0. 011020</td><td>0. 030</td></tr><tr><td>4</td><td>幕張メッセ駐車場付近</td><td>0. 013004</td><td>0. 033</td></tr></table> 大気質の予測結果（浮遊粒子状物質、日平均値の2 %除外値、単位：mg/m³） <table><tr><th colspan="2">調査地点</th><th>年平均値 予測結果</th><th>日平均値の 2 %除外値</th><th>環境基準</th></tr><tr><td>-</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0. 013046</td><td>0. 032</td><td rowspan="5">0. 10mg/m³ 以下</td></tr><tr><td>1</td><td>対象事業実施区域</td><td>0. 013004</td><td>0. 031</td></tr><tr><td>2</td><td>ガス茜浜供給所</td><td>0. 014006</td><td>0. 034</td></tr><tr><td>3</td><td>香澄小学校</td><td>0. 015011</td><td>0. 036</td></tr><tr><td>4</td><td>幕張メッセ駐車場付近</td><td>0. 014003</td><td>0. 034</td></tr></table>	調査地点		年平均値 予測結果	日平均値の 2 %除外値	環境基準	-	最大着地濃度地点	0. 001138	0. 004	0. 04ppm 以下	1	対象事業実施区域	0. 001012	0. 004	2	ガス茜浜供給所	0. 001018	0. 004	3	香澄小学校	0. 001033	0. 004	4	幕張メッセ駐車場付近	0. 001008	0. 004	調査地点		年平均値 予測結果	日平均値の 年間 98%値	環境基準	千葉県 環境目標値	-	最大着地濃度地点	0. 013059	0. 033	0. 04ppm から 0. 06ppm の ゾーン内又は それ以下	0. 04ppm 以下	1	対象事業実施区域	0. 013004	0. 033	2	ガス茜浜供給所	0. 017010	0. 037	3	香澄小学校	0. 011020	0. 030	4	幕張メッセ駐車場付近	0. 013004	0. 033	調査地点		年平均値 予測結果	日平均値の 2 %除外値	環境基準	-	最大着地濃度地点	0. 013046	0. 032	0. 10mg/m ³ 以下	1	対象事業実施区域	0. 013004	0. 031	2	ガス茜浜供給所	0. 014006	0. 034	3	香澄小学校	0. 015011	0. 036	4	幕張メッセ駐車場付近	0. 014003	0. 034		
	調査地点		年平均値 予測結果	日平均値の 2 %除外値	環境基準																																																																														
	-	最大着地濃度地点	0. 001138	0. 004	0. 04ppm 以下																																																																														
	1	対象事業実施区域	0. 001012	0. 004																																																																															
	2	ガス茜浜供給所	0. 001018	0. 004																																																																															
3	香澄小学校	0. 001033	0. 004																																																																																
4	幕張メッセ駐車場付近	0. 001008	0. 004																																																																																
調査地点		年平均値 予測結果	日平均値の 年間 98%値	環境基準	千葉県 環境目標値																																																																														
-	最大着地濃度地点	0. 013059	0. 033	0. 04ppm から 0. 06ppm の ゾーン内又は それ以下	0. 04ppm 以下																																																																														
1	対象事業実施区域	0. 013004	0. 033																																																																																
2	ガス茜浜供給所	0. 017010	0. 037																																																																																
3	香澄小学校	0. 011020	0. 030																																																																																
4	幕張メッセ駐車場付近	0. 013004	0. 033																																																																																
調査地点		年平均値 予測結果	日平均値の 2 %除外値	環境基準																																																																															
-	最大着地濃度地点	0. 013046	0. 032	0. 10mg/m ³ 以下																																																																															
1	対象事業実施区域	0. 013004	0. 031																																																																																
2	ガス茜浜供給所	0. 014006	0. 034																																																																																
3	香澄小学校	0. 015011	0. 036																																																																																
4	幕張メッセ駐車場付近	0. 014003	0. 034																																																																																
		(p. 10-4に記載)	(p. 10-4 に記載)																																																																																

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果						
(p. 10-4、5 に記載)	＜短期高濃度＞ 施設の稼働による大気質の短期高濃度の予測結果は、以下に示すとおりである。 各物質で内部境界層フュミゲーション時が最大となり、最大値は二酸化硫黄が0.0231ppm、二酸化窒素が0.0828ppm、浮遊粒子状物質が0.1164mg/m ³ 、塩化水素が0.0175ppmであり、環境基準等を満足するものと予測する。								
	大気質の予測結果（短期高濃度）								
	区分	物質	大気安定度 不安定時	上層気温 逆転時	接地逆転層 崩壊時	ダウン ウォッシュ時	ダウン ドラフト時	内部境界層 フュミゲーション時	環境基準等
	最大環境濃度	二酸化硫黄 (ppm)	0.0163 (0.0033)	0.0196 (0.0066)	0.0225 (0.0095)	0.0138 (0.0008)	0.0174 (0.0044)	0.0231 (0.0101)	1時間値が 0.1ppm以下
		二酸化窒素 (ppm)	0.0715 (0.0055)	0.0770 (0.0110)	0.0819 (0.0159)	0.0673 (0.0013)	0.0733 (0.0073)	0.0828 (0.0168)	1時間値が 0.1～ 0.2ppm以下
		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1141 (0.0011)	0.1152 (0.0022)	0.1162 (0.0032)	0.1133 (0.0003)	0.1145 (0.0015)	0.1164 (0.0034)	1時間値が 0.20mg/m ³ 以下
		塩化水素 (ppm)	0.0071 (0.0051)	0.0122 (0.0102)	0.0166 (0.0146)	0.0032 (0.0012)	0.0087 (0.0067)	0.0175 (0.0155)	1時間値が 0.02ppm以下
	出現条件	大気安定度	A	A	Moderate Inversion	C	A	層内: A, B 層外: F	—
		風速 (m/秒)	1.0	1.0	1.0	19.3	1.0	1.0	
		注1) 〇は全ての予測値の中の最大値を示す。 注2) () 内は最大寄与濃度を示す。							

10-2 水質

10-2-1 工事の実施

1. 切土又は盛土、仮設工事及び基礎工事に伴う水質

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
＜水質等の状況＞ 降雨時の水素イオン濃度（pH）は、1回目の調査では7.1～7.5、2回目の調査では7.3～7.5となっていた。降雨時の浮遊物質量（SS）の最大値は、1回目の調査では8.0mg/L、2回目の調査では5.6mg/Lとなっていた。 ＜流況等の状況＞ 降雨時の排水路における流量の最大値は、1回目の調査では0.0110m³/秒、2回目の調査では0.0177m³/秒となっていた。	＜工事に伴う水素イオン濃度（pH）＞ 水素イオン濃度は、放流先海域における排水路の現地調査の結果、降雨時で7.1～7.5程度であることが確認されている。躯体工事に係るコンクリート打設等のアルカリ排水による影響が懸念される場合は、必要に応じて、仮設沈砂池等においてアルカリ排水の中和処理を行う等の環境保全措置を行う計画である。 以上のことから、工事に伴う水素イオン濃度による影響は小さいと予測する。 ＜工事に伴う浮遊物質量（SS）＞ 浮遊物質量（SS）の最大値は、放流先海域における排水路の現地調査の結果、降雨時で8.0mg/L程度であることが確認されている。造成工事や土工事等の濁水による影響が懸念される場合は、必要に応じて、仮設沈砂池等において一時的に雨水等の濁水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する等の環境保全措置を行う計画である。 以上のことから、工事に伴う浮遊物質量による影響は小さいと予測する。	【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・造成工事や土工事等の濁水による影響が懸念される場合は、必要に応じて、仮設沈砂池等において一時的に雨水等の濁水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。 ・躯体工事に係るコンクリート打設等のアルカリ排水による影響が懸念される場合は、必要に応じて、仮設沈砂池等においてアルカリ排水の中和処理を行う。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。

10-3 騒音及び超低周波音

10-3-1 騒音

1. 工事の実施

(1) 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事に伴う建設機械の稼働による騒音

調査の結果										予測の結果										環境保全措置										評価の結果																			
現地調査結果は、以下に示すとおりである。各調査地点の等価騒音レベル（L _{Aeq} ）をみると、平日においては昼間で48～58デシベル、夜間で47～54デシベルとなっていた。時間率騒音レベル（L _{A5} ）については、平日においては朝で47～64デシベル、昼間で51～62デシベル、夕で47～62デシベル、夜間で48～61デシベルとなっていた。																				建設機械稼働による敷地境界における騒音レベルの最大値は、67デシベルであり、規制基準（70デシベル以下）を満足するものと予測する。										【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。 ・対象事業実施区域の周辺の可能な範囲に仮囲いを設置する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・発生騒音が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。										①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 建設作業騒音の予測結果を、騒音規制法及び習志野市公害防止条例に基づく規制基準と対比した結果、規制基準を満足するものと評価する。									
環境騒音の調査結果（等価騒音レベル） 単位：デシベル																																																	
調査地点		等価騒音レベル（L _{Aeq} ）																																															
		平日				休 炉 時																																											
		昼 間 （6～22時）	夜 間 （22～6時）						昼 間 （6～22時）	夜 間 （22～6時）																																							
対象事業実施区域	地点1	54	49						55	48																																							
	地点2	58	54						57	54																																							
	地点3	48	47						50	40																																							
環境騒音の調査結果（時間率騒音レベル） 単位：デシベル																																																	
調査地点		項目	時間率騒音レベル																																														
			平日				休 炉 時																																										
			朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間																																							
対象事業実施区域	地点 1	L _{A5}	52	58	50	50	51	58	51	50																																							
		L _{A50}	49	51	47	47	49	51	46	46																																							
		L _{A95}	47	49	46	46	47	48	44	44																																							
	地点 2	L _{A5}	64	62	62	61	64	61	61	60																																							
		L _{A50}	57	56	52	48	57	55	52	48																																							
		L _{A95}	48	50	45	44	49	48	45	44																																							
	地点 3	L _{A5}	47	51	47	48	46	51	46	44																																							
		L _{A50}	42	46	43	44	43	44	41	39																																							
		L _{A95}	39	44	41	42	41	41	39	36																																							
注）朝（6～8時）、昼間（8～19時）、夕（19～22時）、夜間（22～6時）																																																	

(2) 資材又は機械の運搬に伴う工事用車両の走行による騒音

調査の結果				予測の結果				環境保全措置				評価の結果																																																						
現地調査結果は、以下に示すとおりである。各調査地点の等価騒音レベル（L_{Aeq}）をみると、平日、休日ともに62～66デシベルとなっていた。 道路交通騒音の調査結果 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="3">調査地点</th><th rowspan="3">路線</th><th colspan="2">等価騒音レベル（L_{Aeq}）</th></tr><tr><th colspan="2">昼 間（6～22 時）</th></tr><tr><th>平日</th><th>休日</th></tr><tr><td>地点 1</td><td>ふれあい橋通り</td><td>65</td><td>65</td></tr><tr><td>地点 2</td><td>千葉船橋海浜線</td><td>62</td><td>62</td></tr><tr><td>地点 3</td><td>まろにえ通り</td><td>66</td><td>66</td></tr></table>								調査地点	路線	等価騒音レベル（L _{Aeq} ）		昼 間（6～22 時）		平日	休日	地点 1	ふれあい橋通り	65	65	地点 2	千葉船橋海浜線	62	62	地点 3	まろにえ通り	66	66	工事用車両による道路交通騒音の予測騒音レベルは、地点 1 で65デシベル、地点 2 で62デシベル、地点 3 で66デシベルとなり、いずれも環境基準を満足するものと予測する。また、工事用車両による騒音レベルの増加量は、地点 1 及び地点 3 で0.4デシベル、地点 2 で0.2デシベルと予測する。 工事用車両による道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">現況騒音レベル</th><th rowspan="2">予測結果</th><th>環境基準</th></tr><tr><th>昼間(6～22 時)</th></tr><tr><td>地点 1 ふれあい橋通り</td><td>65</td><td>65 (65.4)</td><td rowspan="3">70 以下</td></tr><tr><td>地点 2 千葉船橋海浜線</td><td>62</td><td>62 (62.2)</td></tr><tr><td>地点 3 まろにえ通り</td><td>66</td><td>66 (66.4)</td></tr></table> 注) 環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準を示す。								予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境基準	昼間(6～22 時)	地点 1 ふれあい橋通り	65	65 (65.4)	70 以下	地点 2 千葉船橋海浜線	62	62 (62.2)	地点 3 まろにえ通り	66	66 (66.4)	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。								①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 騒音の予測結果を、環境基本法に基づく環境基準と対比した結果、環境基準を満足するものと評価する。							
調査地点	路線	等価騒音レベル（L _{Aeq} ）																																																																
		昼 間（6～22 時）																																																																
		平日	休日																																																															
地点 1	ふれあい橋通り	65	65																																																															
地点 2	千葉船橋海浜線	62	62																																																															
地点 3	まろにえ通り	66	66																																																															
予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境基準																																																															
			昼間(6～22 時)																																																															
地点 1 ふれあい橋通り	65	65 (65.4)	70 以下																																																															
地点 2 千葉船橋海浜線	62	62 (62.2)																																																																
地点 3 まろにえ通り	66	66 (66.4)																																																																

2. 土地又は工作物の存在及び供用

(1) 施設の稼働による騒音

調査の結果						予測の結果				環境保全措置				評価の結果				
現地調査結果は、以下に示すとおりである。各調査地点の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）をみると、平日においては昼間で48～58デシベル、夜間で47～54デシベルとなっていた。時間率騒音レベル（ L_{A5} ）については、平日においては朝で47～64デシベル、昼間で51～62デシベル、夕で47～62デシベル、夜間で48～61デシベルとなっていた。						施設の稼働による騒音の敷地境界における騒音レベルの最大値は、昼間は対象事業実施区域の東側において49デシベル、朝・夕・夜間は南側において49デシベルであり、規制基準値（昼間65デシベル以下、朝・夕55デシベル以下、夜間50デシベル以下）を満足するものと予測する。				【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・設備機器類は、低騒音型機器の採用に努める。 ・設備機器類は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 ・外部への騒音の漏洩を防ぐため工場棟出入口にシャッターを設け、可能な限り閉鎖する。 ・騒音の大きな設備機器類については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・設備機器の整備、点検を徹底する。				①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 騒音の予測結果を、騒音規制法、習志野市公害防止条例に基づく規制基準と対比した結果、規制基準を満足するものと評価する。				
環境騒音の調査結果（等価騒音レベル） 単位：デシベル																		
調査地点		等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）																
		平日		休炉時														
		昼間 （6～22時）	夜間 （22～6時）	昼間 （6～22時）	夜間 （22～6時）													
対象事業実施区域	地点1	54	49	55	48													
	地点2	58	54	57	54													
	地点3	48	47	50	40													
環境騒音の調査結果（時間率騒音レベル） 単位：デシベル																		
調査地点		項目	時間率騒音レベル															
			平日				休炉時											
			朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間								
対象事業実施区域	地点1	L_{A5}	52	58	50	50	51	58	51	50								
		L_{A50}	49	51	47	47	49	51	46	46								
		L_{A95}	47	49	46	46	47	48	44	44								
	地点2	L_{A5}	64	62	62	61	64	61	61	60								
		L_{A50}	57	56	52	48	57	55	52	48								
		L_{A95}	48	50	45	44	49	48	45	44								
	地点3	L_{A5}	47	51	47	48	46	51	46	44								
		L_{A50}	42	46	43	44	43	44	41	39								
		L_{A95}	39	44	41	42	41	41	39	36								
注）朝（6～8時）、昼間（8～19時）、夕（19～22時）、夜間（22～6時）																		

10-3-2 超低周波音

1. 土地又は工作物の存在及び供用

(1) 施設の稼働に伴う超低周波音

調査の結果						予測の結果						環境保全措置						評価の結果					
対象事業実施区域のG特性音圧レベルは、平日において、L _{G5} で昼間が76～82デシベル、夜間が76～77デシベル、L _{G_{eq}} で昼間が73～81デシベル、夜間が71～75デシベルであった。低周波音圧レベル（1～80Hz）は、平日において、L _{G5} で昼間が79～80デシベル、夜間が77～85デシベル、L _{G_{eq}} で昼間が74～77デシベル、夜間が72～85デシベルであった。						施設の稼働に伴う超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）は、81デシベルとなり、「低周波音防止対策事例集」の感覚閾値（人間の知覚としては認識されない値）の90デシベルを下回ると予測する。						【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努める。 ・低周波音の伝搬を防止するために、処理設備は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。 ・設備機器類の整備、点検を徹底する。 【予測の結果に反映されないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。						①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。					
低周波音の調査結果（G特性音圧レベル） 単位：デシベル						施設の稼働に伴う予測結果（G特性音圧レベル）												②環境基準等と予測結果との比較による評価 超低周波音等に関する基準等が定められていないことから、超低周波音等による人体や建具等への影響に関する調査研究から得られた科学的知見等の参考値と対比した結果、参考値を満足するものと評価する。					
調査地点	項目	平 日		休 炉 時		予測地点	G特性音圧レベル（L _{G_{eq}} ）																
		昼間	夜間	昼間	夜間		予測結果	感覚閾値															
地点 1	L _{G5}	82	76	78	73	対象事業実施区域敷地境界	81	90															
	L _{G_{eq}}	81	74	76	71																		
地点 2	L _{G5}	79	76	79	78																		
	L _{G_{eq}}	75	71	75	73																		
地点 3	L _{G5}	76	77	73	69																		
	L _{G_{eq}}	73	75	71	66																		
時間区分：昼間（6～22時）、夜間（22～6時）						また、1/3オクターブバンド音圧レベルの各周波数における予測結果は、以下に示すとおりである。予測結果は、すべての周波数帯で、「低周波音防止対策事例集」の物的影響及び心理的影響の参考値を下回ると予測する。																	
低周波音の調査結果（低周波音圧レベル（1～80Hz）） 単位：デシベル						施設の稼働に伴う予測結果（1/3オクターブバンド音圧レベル） 単位：デシベル																	
調査地点	項目	平 日		休 炉 時		項目	1/3 オクターブバンド中心周波数（Hz）																
		昼間	夜間	昼間	夜間		5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80				
地点 1	L _{G5}	79	77	79	75	予測値	65	64	62	62	62	63	61	59	58	57	56	54	51				
	L _{G_{eq}}	77	73	76	72	物的影響の参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	-	-				
地点 2	L _{G5}	79	77	81	81		心理的影響の参照値	115	111	108	105	101	97	93	88	83	78	78	80	84			
	L _{G_{eq}}	74	72	76	78																		
地点 3	L _{G5}	80	85	75	71																		
	L _{G_{eq}}	76	85	79	68																		
時間区分：昼間（6～22時）、夜間（22～6時）																							

調査の結果																							予測の結果										環境保全措置										評価の結果										
低周波音の調査結果（1/3オクターブバンド音圧レベル 平日） 単位：デシベル																							(p. 10-12に記載)										(p. 10-12に記載)										(p. 10-12に記載)										
区分		AP		中心周波数帯 (Hz)																																																	
調査地点				1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63																															80
地点1		76		60	59	58	56	55	55	55	55	54	57	60	67	70	65	69	65	64	64	59																															57
地点2		74		63	62	61	59	58	58	57	56	55	56	59	61	61	62	63	62	63	63	60																															58
地点3		81		75	74	73	71	70	68	67	65	64	62	62	62	63	61	59	58	57	56	54	51																														
低周波音の調査結果（1/3オクターブバンド音圧レベル 休炉時） 単位：デシベル																							(p. 10-12に記載)										(p. 10-12に記載)										(p. 10-12に記載)										
区分		AP		中心周波数帯 (Hz)																																																	
調査地点				1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63																															80
地点1		75		65	63	62	60	59	58	57	57	54	55	60	64	62	63	69	64	64	63	59																															56
地点2		77		68	67	66	65	65	65	64	64	63	62	61	61	60	63	62	62	63	62	60																															57
地点3		77		71	70	69	68	66	64	63	61	60	58	59	57	57	57	57	57	56	55	60	52	49																													

10-4 振動

10-4-1 工事の実施

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事に伴う建設機械の稼働による振動

調査の結果						予測の結果		環境保全措置		評価の結果	
現地調査結果は、以下に示すとおりである。調査地点の振動レベル（L ₁₀ ）をみると、平日においては昼間で32～41デシベル、夜間で28～37デシベルとなっていた。						建設機械の稼働による敷地境界における振動レベルの最大値は、55デシベルであり、規制基準（73デシベル以下）を満足するものと予測する。		【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・発生振動が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。		①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。	
環境振動の調査結果（時間率振動レベル） 単位：デシベル										②環境基準等と予測結果との比較による評価 建設作業振動の予測結果を、振動規制法及び習志野市公害防止条例に基づく規制基準と対比した結果、規制基準を満足するものと評価する。	
調査地点		項目	平日		休炉時						
			昼間	夜間	昼間	夜間					
対象事業実施区域	地点 1	L ₁₀	38	32	37	30					
		L ₅₀	33	28	33	25					
		L ₉₀	31	26	30	22					
	地点 2	L ₁₀	41	37	40	35					
		L ₅₀	33	26	33	25					
		L ₉₀	28	22	27	20					
	地点 3	L ₁₀	32	28	31	26					
		L ₅₀	29	26	27	22					
		L ₉₀	27	24	25	20					
時間区分：昼間（8～19時）、夜間（19～8時）											

2. 資材又は機械の運搬に伴う工事用車両の走行による振動

調査の結果					予測の結果				環境保全措置		評価の結果	
現地調査結果は以下に示すとおりである。各調査地点の振動レベル（L ₁₀ ）をみると、平日は43～48デシベル、休日は41～46デシベルとなっていた。					工事用車両による道路交通振動の予測結果は、以下に示すとおりである。 予測振動レベルは、地点1で50デシベル、地点2及び地点3で46デシベルとなり、いずれも要請限度を満足するものと予測する。また、工事用車両による振動レベルの増加量は、地点1で1.2デシベル、地点2で0.4デシベル、地点3で1.0デシベルと予測する。				【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。		①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 道路交通振動については、「要請限度を満足すること」及び「事業に伴う振動レベルがほとんど感知しないレベルであること」と対比した結果、要請限度及び人体に振動を感じないレベル（55デシベル）を満足するものと評価する。また、本事業に伴う振動レベルの変化は、0.4～1.2デシベルであることから、本事業の影響は極めて小さいと評価する。	
道路交通振動の調査結果					工事用車両による道路交通振動予測結果							
単位：デシベル					単位：デシベル							
調査地点		項目	時間率振動レベル		予測地点	予測結果	増加量	規制基準 ^{注)}				
			昼間 (7～19時)									
			平日	休日								
地点1	ふれあい橋通り	L ₁₀	48	46	地点1 ふれあい橋通り	50	1.2	70 以下				
		L ₅₀	43	41								
		L ₉₀	39	37								
地点2	千葉船橋海浜線	L ₁₀	43	41	地点2 千葉船橋海浜線	46	0.4	65 以下				
		L ₅₀	34	32								
		L ₉₀	26	25								
地点3	まろにえ通り	L ₁₀	43	41	地点3 まろにえ通り	46	1.0	65 以下				
		L ₅₀	39	36								
		L ₉₀	35	33								

注)「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を示す。

10-4-2 土地又は工作物の存在及び供用

1. 施設の稼働による振動

調査の結果							予測の結果		環境保全措置		評価の結果	
現地調査結果は、以下に示すとおりである。調査地点の振動レベル（L ₁₀ ）をみると、平日においては昼間で32～41デシベル、夜間で28～37デシベルとなっていた。							施設の稼働による振動の敷地境界における振動レベルの最大値は、昼間及び夜間において、対象事業実施区域の南側において60デシベルであり、規制基準値を満足するものと予測する。		【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。 ・振動の著しい設備機器類は、基礎構造を強固にする。 ・振動の著しい設備機器類は、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・設備機器の整備、点検を徹底する。		①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 振動の予測結果を、振動規制法及び習志野市公害防止条例の規制基準と対比した結果、規制基準を満足するものと評価する。	
環境振動の調査結果（時間率振動レベル） 単位：デシベル												
調査地点		項目	平日		休炉時							
			昼間	夜間	昼間	夜間						
対象事業実施区域	地点 1	L ₁₀	38	32	37	30						
		L ₅₀	33	28	33	25						
		L ₉₀	31	26	30	22						
	地点 2	L ₁₀	41	37	40	35						
		L ₅₀	33	26	33	25						
		L ₉₀	28	22	27	20						
	地点 3	L ₁₀	32	28	31	26						
		L ₅₀	29	26	27	22						
		L ₉₀	27	24	25	20						
時間区分：昼間（8～19時）、夜間（19～8時）												

10-5 悪臭

10-5-1 土地又は工作物の存在及び供用

1. 施設の稼働に伴う悪臭

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
対象事業実施区域で実施した悪臭の現地調査結果は、特定悪臭物質濃度は、3回とも全ての項目で悪臭防止法に基づく敷地境界の規制基準を満足していた。 臭気指数は、いずれの地点も10未満（臭気濃度10未満）であり、著しい臭気の発生は認められなかった。	＜施設に搬入・貯留される廃棄物による悪臭の漏洩＞ 対象事業実施区域（現施設）の敷地境界における現地調査の結果では、特定悪臭物質濃度は、夏季、冬季、休炉時ともに全ての項目で悪臭防止法に基づく敷地境界の規制基準を満足していた。また、臭気指数は、夏季、冬季、休炉時ともに10未満であった。 本施設と現施設は処理方式が異なるものの、本施設の悪臭防止対策として、廃棄物の搬入や荷下ろし等の作業は屋内で行い、廃棄物運搬車両が出入するプラットフォームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する計画である。また、ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し脱臭を行い、必要に応じて消臭剤を噴霧する計画である。 現施設では、敷地境界付近での現地調査の結果が規制基準を満足しており、施設に起因する悪臭に係る苦情もほとんどない。本施設では、現施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画である。 以上のことから、本施設の稼働時及び休炉時の敷地境界での臭気指数及び特定悪臭物質濃度は、規制基準値を満足するものと予測する。 ＜環境基準等と予測結果との比較による評価＞ 施設の稼働による臭気濃度の最大着地濃度の予測結果は、10未満であり、大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感知しない程度になるものと予測する。また、アンモニア（特定悪臭物質）の最大着地濃度の予測結果は、0.1ppm未満であり、悪臭防止法の規制基準を満足する。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。 ・廃棄物運搬車両が出入するプラットフォームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼により臭気成分を分解する。 ・ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。 ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、脱臭装置により吸引し脱臭する。 ・ごみピット、プラットフォームには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。 ・プラットフォームを適宜洗浄する。 ・廃棄物運搬車両用の洗車機を設置する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 ＜施設に搬入・貯留される廃棄物の影響＞ 施設に搬入・貯留される廃棄物の影響による敷地境界での臭気指数及び特定悪臭物質の濃度は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足ものと評価する。 ＜施設の稼働（煙突排出ガス）による影響＞ 施設の稼働による臭気濃度及びアンモニア（特定悪臭物質）の最大着地濃度の予測結果は、臭気濃度が10未満、アンモニアが0.1ppm未満であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

10-6 土壌

10-6-1 工事の実施

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄及び基礎工事に伴う土壌汚染

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
<土壌汚染の状況> 対象事業実施区域で実施した土壌の状況に係る調査の結果、すべての項目で環境基準値を下回っていた。 対象事業実施区域で実施した地下水質の調査の結果、地点2において、砒素及びふっ素で環境基準を上回っていた。その他の地点及び項目については環境基準を下回っていた。 <地下水位の状況> 対象事業実施区域で実施した地下水位の調査の結果、年間の水位変動が地点1でT.P. -2.47～-0.44m、地点2でT.P. -2.86～-1.18mとなっており、降雨に応じて水位上昇しその後緩やかに水位低下する状況がみられる。また、地下水は季節に関わらず、地点1の水位が高く、地点2の水位が低いことから、北から南に向かって地下水が流れていると考えられる。	土壌汚染対策法に係る基準項目及び地下水質に係る環境基準項目の現地調査の結果、砒素及びふっ素について基準不適合及び環境基準調査が確認された。 基準不適合の土壌は、工事中における対策方法と対策範囲を明確にしたうえで適切に対応する。これらの調査、対策等の実施にあたっては、千葉県環境生活部等の関係系機関と十分に協議を行い、関係法令に基づき必要な届出及び適切な対応を行う。 また、対象事業実施区域のうち汚染のおそれのある区域における土壌を場外に搬出する際は、事前に汚染の有無を確認する。搬出する土壌に汚染がある場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）」（令和6年4月 環境省）及び「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4.3版）」（令和6年4月 環境省）を遵守し、運搬及び処理を行う。以上のことから、土壌汚染の拡散は防止できるものと予測する。	【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・工事に先立ち土壌汚染対策法に基づき調査を行い、今後実施する現施設における調査も含め、汚染等が確認された場合には、土壌汚染対策法に基づく手続きに従い、適切な対応を講じる。 ・対象事業実施区域外へ土壌を搬出する場合は、受入先の受入基準との適合状況を確認する等、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行う。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 土壌汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類の調査結果では、すべての項目で環境基準を下回っている。 土壌汚染対策法に係る基準項目及び地下水質に係る環境基準項目の調査結果では、砒素及びふっ素について基準不適合及び環境基準超過が確認された。環境保全措置に示す対策を実施することから、土壌汚染の拡散は防止できるものと予測する。 以上のことから、環境基準等の整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

10-7 植物

10-7-1 工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事並びに施設の存在等に伴う植物

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
<植物相の状況> 調査地域内では、96科357種が確認された。対象事業実施区域内では、57科285種の植物が確認された。草地ではチガヤ、セイタカアワダチソウ等が確認された。また、海岸の丘陵地等に生息するメダケが確認された。そのほか、リュウゼツラン類、ヤシ類等の暖地性植物の植栽が確認された。 対象事業実施区域外では、71科288種の植物が確認された。草地ではチガヤ、ススキ、セイバンモロコシ等のイネ科草本が確認されたほか、植え込みではクロマツ、マテバシイ等の植栽樹が確認され、近くには樹林性であるキンラン、ササバギンランが確認された。そのほか、ハマヒサカキ、ハマボウ、ハマオモト等の海浜植物の植栽が確認された。 <植生の状況> 調査地域内では、9分類16の植物群落及び土地利用区分が確認された。調査地域内は市街地や工場地帯等の市街地等が全体の約52.6%となっており、続いて開放水域が約22.9%、クロマツ植林やその他植林等の植林地が約10.4%となっている。 対象事業実施区域内では、8分類11の植物群落及び土地利用区分が確認された。対象事業実施区域内は工場地帯等の市街地等が全体の約77.8%を占めているほか、クロマツ植林やその他植林等の植林地が約10.4%となっている。	<植物相の変化> 対象事業実施区域内に生育する植物は、工事の影響により消失する。対象事業実施区域は元々造成地であることから外部から侵入した種も多く、供用数年後には対象事業実施区域周辺からの植物の侵入により、対象事業実施区域周辺に近い植物相の回復も予想される。 対象事業実施区域内のみで確認された種は、確認種全体の19.3%である。対象事業実施区域内のみで確認された69種のうち、植栽種や逸出種といった人為的な種が半数近くを占めており、外来種も多く含んでいた。また、主に埋立地や市街地で一般的にみられる種であった。なお、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、植物相の変化に対する影響は小さいと予測する。 <重要な種及び地域の特性を把握するうえで注目される種の生育状況の変化> ・ 重要な種の生育状況の変化 重要な種は対象事業実施区域内で確認されていない。また、重要な種の生育環境は対象事業実施区域内に存在するものの、予測地域内にも広く存在している。なお、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、重要な種の生育状況の変化に対する影響は極めて小さいと予測する。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・「千葉県自然環境保全条例」及び「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に準じた緑化に努め、敷地面積の20% (0.72ha) 以上を緑地とする。 ・植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮し、地域の潜在自然植生に即した樹種など適切な樹種の選定に努める。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 植物相の保全、重要な種の分布、植物群落、植生自然度に対する、環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
＜重要な種＞ 確認された植物種のうち、2科3種が重要な種に該当した。 ＜重要な群落＞ 調査地域内には、重要な植物群落は分布していない。 ＜植生自然度＞ 調査地域内では、自然度1に該当する市街地、工場地帯、造成地が最も多く、全体の約39.0%となっている。比較的自然度の高い群落としては、自然度6に該当するクロマツ植林、その他植林、その他植林（低木林）が全体の約10.4%、自然度5に該当するメダケ群落、クズ群落、チガヤーススキ群落が約4.6%となっている。 対象事業実施区域内では、自然度1に該当する工場地帯、造成地が最も多く、全体の約77.8%となっているほか、自然度6に該当するクロマツ植林、その他植林、その他植林（低木林）が約10.4%となっている。 なお、調査地域内には、植生自然度10～7に該当する植物群落及び土地利用区分は確認されなかった。	・地域の特性を把握するうえで注目される種等の生育状況の変化 地域の特性を把握するうえで注目される種等のうち、対象事業実施区域内に存在すチガヤーススキ群落は一時的に消失するものの、群落及び構成する種の生育環境は予測地域に広く存在する。なお、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、重地域の特性を把握するうえで注目される種の生育状況の変化に対する影響は小さいと予測する。 ＜植物群落の変化＞ 対象事業実施区域内でのみ確認されているメダケ群落やハウライチク・ホテイチク林は、予測地域内から消失するが、メダケ群落に優占しているメダケは対象事業実施区域外でも生息が確認されており、ハウライチク・ホテイチク林に優占しているホテイチクは植栽種である。そのほか、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、植物群落の変化に対する影響は小さいと予測する。 ＜植生自然度の変化＞ 対象事業実施区域内においては、植生自然度6が0.37ha（予測地域内の1.2%）、植生自然度5が0.36ha（予測地域内の1.1%）、植生自然度4が0.03ha（予測地域内の0.1%）、植生自然度3が0.04ha（予測地域内の0.1%）消失するものの、これらを構成する植物群落は予測地域内に残存している。 また、現況において対象事業実施区域内は植生自然度1が多くを占めており、植生自然度の変化は小さい。なお、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、植生自然度の変化に対する影響は極めて小さいと予測する。	(p. 10-19に記載)	(p. 10-19に記載)

10-8 動物

10-8-1 工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事並びに施設の存在等に伴う動物

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
＜動物相の状況＞ 調査地域内において確認された動物種は、哺乳類が2科2種、鳥類（猛禽類を除く）が12目31科66種、猛禽類が3科8種、爬虫類が6科6種、両生類が1科1種、昆虫類が122科424種、その他無脊椎動物（陸産貝類）が5科6種であった。 対象事業実施区域内の旧清掃工場棟及び現清掃工場棟の2箇所でチョウゲンボウが繁殖していることが確認された。 ＜重要な種＞ - 哺乳類 確認された哺乳類のうち、1科1種が重要な種に該当した。 - 鳥類（猛禽類を除く） 確認された鳥類（猛禽類を除く）のうち、16科24種が重要な種に該当した。 - 猛禽類 確認された猛禽類のうち、3科7種が重要な種に該当した。 - 爬虫類 確認された爬虫類のうち、4科4種が重要な種に該当した。 - 両生類 確認された両生類のうち、1科1種が重要な種に該当した。 - 昆虫類 確認された昆虫類のうち、8科9種が重要な種に該当した。 - その他無脊椎動物 確認されたその他無脊椎動物のうち、1科2種が重要な種に該当した。	＜動物相の変化＞ - 哺乳類相、両生類相、陸産貝類相 対象事業実施区域内のみで確認された種はいなく、対象事業実施区域内は主要な生息環境ではないことから、影響は極めて小さいと予測する。 - 鳥類相、昆虫類相、クモ類・多足類相 対象事業実施区域内のみで確認された種はいるものの、一般的な市街地、草地及び樹林地にみられる種であり、対象事業実施区域内は主要な生息環境ではないことから、影響は小さいと予測する。 - 爬虫類相 対象事業実施区域内のみで確認された種は66.6%いるものの、内のみで確認された4種のうち2種は外来の飼育個体、2種は一般的な市街地環境及び草地環境でみられる種である。また、対象事業実施区域内は主要な生息環境ではないことから、影響は小さいと予測する。 なお、右記の環境保全措置を実施し、動物相に変化に対する影響を可能な限り低減する計画である。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 「千葉県自然環境保全条例」及び「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に準じた緑化に努め、敷地面積の20%（0.72ha）以上を緑地とする。 - 植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮し、地域の潜在自然植生に即した適切な樹種等の選定に努める。 - 解体や造成等の工事は、段階的に実施する。 - 建設機械は、低騒音型重機の使用に努め、騒音の発生源を最小限にする。 【追加的に実施を検討し、予測に反映されている環境保全措置（チョウゲンボウを対象）】 - 工事の開始時期は、チョウゲンボウの非繁殖期（7月～12月）とする。 - 代替巣への移動を促進するため、旧清掃工場及び現清掃工場の解体工事前に、既存の営巣地（ダクト）を非繁殖期に閉鎖する。 - 旧清掃工場の解体工事前に、現清掃工場に代替巣を設置し、営巣環境を創出する。また、現清掃工場の解体時には、新清掃工場に代替巣を設置し、営巣環境を創出する。 - 対象事業実施区域周辺の緑地を有する施設と協議に努め、草地環境の確保や管理方法等を検討し、チョウゲンボウの採餌環境を確保するよう努める。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 構成生物の種組成の多様性の保全、重要な種の保全に対する、環境保全措置の実施方法等について検討した結果、地域を特徴づける種または指標性の高い種であるチョウゲンボウについては、工事の実施に伴う直接改変により、対象事業実施区域内で繁殖している2ペアの営巣地は消失する。しかし、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り低減あるいは代償措置が図られている。 また、チョウゲンボウ以外の動物については、対象事業実施区域内を生息環境としている種はいるものの、同様の環境は予測地域内に広く存在しており、これらは改変されない。また、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減が図られている。

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
＜注目すべき生息地＞ 調査地域における注目すべき生息地として、対象事業実施区域北西側約1.8kmにラムサール条約湿地に指定されている谷津干潟があり、水鳥や水生動物等の多様な生物の生息地となっている。	＜地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化＞ 地域を特徴づける種のうちチョウゲンボウについては、工事の実施に伴う直接改変により、対象事業実施区域内の旧清掃工場及び現清掃工場で繁殖している2ペアの営巣地（ダクト）は消失する。なお、右記に示す環境保全措置を実施するものの、効果に不確実性があることから、地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化に対する影響が生じる可能性があると予測する。 ＜重要な種の生息状況の変化＞ 重要な種の多くは対象事業実施区域周辺で生息が確認されており、対象事業実施区域内は主要な生息環境となっていない。また、重要な種の生息環境は予測地域内に広く確認されている。なお、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、重要な種の生息状況の変化に対する影響は小さいと予測する。	(p. 10-21に記載)	(p. 10-21に記載)

10-9 生態系

10-9-1 工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事並びに施設の存在等に伴う生態系

調査の結果	予測の結果	環境保全措置	評価の結果
<調査地域の区分> 調査地域内の環境は、市街地残存・植栽樹群を持った公園・墓地等、工場地帯等の市街地が16.18ha (50.8%) となっており、最も広い面積となっている。次いで、開放水域が7.28ha (22.9%)、チガヤーススキ群落、外来種二次草原、ゴルフ場・芝地等の草地が4.46ha (14.0%)、クロマツ植林、その他植林、残存・植栽樹群地等の樹林地が3.93ha (12.4%) となっている。 <生態系構成要素の把握> 生態的に上位に位置づけられる種としては、タヌキ、チョウゲンボウやミサゴといった猛禽類、サギ類・カモ類といった鳥類等が該当した。 <注目種・群衆の抽出> 上位性の注目種は、対象事業実施区域内の旧清掃工場棟及び現清掃工場棟の2箇所で繁殖が確認されており、調査地域内にまとまった範囲で存在する草地を餌場等として利用しているチョウゲンボウを選定した。 典型性の注目種は、調査地域内で最も広い面積を占める市街地で確認される種としてスズメ、調査地域内にまとまった面積で存在する草地で確認される種としてニホンカナヘビ、ショウリョウバッタモドキ、チガヤーススキ群落を選定した。 特殊性の注目種は、該当する種がいなかったため選定しなかった。	<注目種等の生育・生息状況の変化> 注目種のうち、チョウゲンボウについては工事の実施に伴う直接改変により、対象事業実施区域内の旧清掃工場棟及び現清掃工場棟で繁殖している2ペアの営巣地(ダクト)は消失する。なお、右記に示す環境保全措置を実施するものの、効果に不確実性があることから、注目種等の生育・生息状況の変化に対する影響が生じる可能性があるとして予測する。 <調査地域の生態系の変化> 対象事業実施区域内に存在する樹林地0.41ha、草地0.39haが消失することで、これらを主な生息環境としている種への影響が考えられるものの、樹林地及び草地は予測地域内に広く存在している。また、現況においても対象事業実施区域内は市街地が多くを占めており、環境の変化は小さい。なお、右記の環境保全措置を実施し、可能な限り影響を低減する計画である。 以上のことから、査地域の生態系の変化に対する影響は小さいと予測する。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 「千葉県自然環境保全条例」及び「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に準じた緑化に努め、敷地面積の20% (0.72ha) 以上を緑地とする。 - 植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮し、地域の潜在自然植生に即した樹種など適切な樹種の選定に努める。 【追加的に実施を検討し、予測に反映されている環境保全措置 (チョウゲンボウを対象)】 - 工事の開始時期は、チョウゲンボウの非繁殖期 (7月～12月) とする。 - 代替巣への移動を促進するため、旧清掃工場棟及び現清掃工場棟の解体工事前に、既存の営巣地(ダクト)を閉鎖する。 - 旧清掃工場棟の解体工事前に、現清掃工場棟に代替巣を設置し、営巣環境を創出する。また、現清掃工場棟の解体時には、新清掃工場に代替巣を設置し、営巣環境を創出する。 - 対象事業実施区域周辺の緑地を有する施設と協議に努め、草地環境の確保や管理方法等を検討し、チョウゲンボウの餌場環境を確保するよう努める。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 注目種等の適切な保全、周辺の生態系の保全に対する、環境保全措置の実施方法等について検討した結果、調査地域における生態系の注目種(上位性)であるチョウゲンボウについては、工事の実施に伴う直接改変により、対象事業実施区域内で繁殖している2ペアの営巣地は消失する。しかし、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り低減あるいは代償措置が図られている。 また、チョウゲンボウ以外の調査地域の生態系を構成する種については、対象事業実施区域内を生息環境及び採餌環境としている種はいるものの、同様の環境は予測地域内に広く存在しており、これらは改変されない。また、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減が図られている。

10-10 景観

10-10-1 土地又は工作物の存在及び供用

1. 施設の存在等に伴う景観

調査の結果			予測の結果			環境保全措置	評価の結果
<主要な眺望点及び眺望景観の状況> 各眺望点の利用状況及び眺望の状況は、以下に示すとおりである。			<主要な眺望点及び眺望景観の状況> 本施設の存在による主要な眺望点の眺望景観の変化は、以下に示すとおりである。			【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・「千葉県自然環境保全条例」及び「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に準じた緑化に努め、敷地面積の20%（0.72ha）以上を緑地とする。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。
地点1 茜浜緑地	景観構成要素	草地、樹木、現清掃工場の煙突及び建屋、旧清掃工場の煙突の一部 等	予測地点からの眺望景観の変化（概要）				
	眺望点の状況	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場等として利用されている。対象事業実施区域西側に位置する茜浜緑地からの景観である。	No.	予測地点	眺望景観の変化の程度		
	眺望景観の状況	主要な眺望景観は、地域の都市景観（公園）となっている。調査地点から対象事業実施区域方向をみると、公園の樹木等で一部遮られているものの、現清掃工場の煙突及び建屋、旧清掃工場の煙突の一部が視認できる。季節の違いによる眺望の変化はほとんどない。	1	茜浜緑地	△	公園内の樹木の奥に本施設の建屋及び煙突が視認されるものの、現況の煙突高さに変更がなく見え方も大きく変わらない。	
地点2 習志野親水護岸（展望広場）	景観構成要素	海、草地、道路、現清掃工場の煙突及び建屋、旧清掃工場の煙突の一部 等	2	習志野親水護岸（展望広場）	△	周辺の建物等の奥に本施設の建屋及び煙突が視認されるものの、現況の煙突高さに変更がなく見え方も大きく変わらない。	
	眺望点の状況	地域住民の憩いの場、散歩やジョギング等として利用されている。対象事業実施区域南東側に位置する習志野親水護岸からの景観である。	3	さくら広場	—	周辺の建物で遮られ、本施設は視認できない。	
	眺望景観の状況	主要な眺望景観は、地域の都市景観（親水護岸）となっている。調査地点から対象事業実施区域方向をみると、周辺の建物等で一部遮られているものの、現清掃工場の煙突及び建屋、旧清掃工場の煙突の一部が視認できる。季節の違いによる眺望の変化はほとんどない。	4	新習志野駅	—	周辺の建物等の奥に本施設の煙突上部が視認されるが、手前の建物等でほとんど遮蔽される。	
地点3 さくら広場	景観構成要素	草地、池、樹木、建物 等	5	幕張海浜公園	—	公園の樹木等で遮られ、本施設は視認できない。	
	眺望点の状況	地域住民の憩いの場や散歩等として利用されている。桜が開花する季節では、花見が行われている。対象事業実施区域東側に位置するさくら広場からの景観である。	6	SHIRASE 5002	—	周辺の樹木等の奥に本施設の建屋及び煙突が視認されるものの、現況の見え方と大きく変わらない。	
	眺望景観の状況	主要な眺望景観は、地域の都市景観（公園・建物）となっている。調査地点から対象事業実施区域方向をみると、周辺の建物等で遮られ、現清掃工場及び旧清掃工場の煙突及び建屋は視認できない。季節の違いによる眺望の変化はほとんどない。	注）△：変化は小さい —：変化はほとんどない				

調査の結果			予測の結果	環境保全措置	評価の結果
新習志野駅 地点4	景観構成要素	樹木、建物、旧清掃工場の煙突の一部 等	＜地域の景観の特性＞ 供用時における対象事業実施区域は、現清掃工場を解体した後に本施設の工場棟や煙突、緑地等が建設され、旧清掃工場を解体する。煙突高さは、現況と同様の58mである。また、「主要な眺望点の眺望景観の変化」の予測結果で示したとおり、対象事業実施区域周辺における主要な眺望点の眺望景観は、ほとんど変化がないものと考えられる。そのため、供用時における地域の景観特性は、現況と同様に、主に工作物等の都市景観であると予測する。 以上のことから、地域の景観特性の変化は小さいものと予測する。	(p. 10-24 に記載)	(p. 10-24に記載)
	眺望点の状況	対象事業実施区域周辺の駅であり、通勤・通学などの日常生活で利用されている。対象事業実施区域北側に位置する新習志野駅からの景観である。			
	眺望景観の状況	主要な眺望景観は、地域の都市景観（建物）となっている。調査地点から対象事業実施区域方向をみると、周辺の建物等で遮られているものの、旧清掃工場の煙突の一部が視認できる。季節の違いによる眺望の変化はほとんどない。			
幕張海浜公園 地点5	景観構成要素	草地、樹木、建物 等			
	眺望点の状況	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場等として利用されている。対象事業実施区域南東側に位置する幕張海浜公園からの景観である。			
	眺望景観の状況	主要な眺望景観は、地域の都市景観（公園）となっている。調査地点から対象事業実施区域方向をみると、公園の樹木等で遮られ、現清掃工場及び旧清掃工場の煙突及び建屋は視認できない。季節の違いによる眺望の変化はほとんどない。			
SHIRASE 5002 地点6	景観構成要素	海、建物、現清掃工場の煙突及び建屋、旧清掃工場の煙突の一部 等			
	眺望点の状況	船内の見学会や体験型のイベントの場等として利用されている。対象事業実施区域北西側に位置するSHIRASE 5002からの景観である。			
	眺望景観の状況	主要な眺望景観は、地域の都市景観（海岸）となっている。調査地点から対象事業実施区域方向をみると、周辺の樹木等で遮られているものの、現清掃工場の煙突及び建屋、旧清掃工場の煙突の一部が視認できる。季節の違いによる眺望の変化はほとんどない。			
＜地域の景観の特性＞ 対象事業実施区域は、主に現清掃工場や旧清掃工場等の人工構造物や植栽樹林等から構成されている。また、対象事業実施区域周辺は、主に市街地となっており、公園や街路樹等の植栽樹林等の自然景観があるものの、ほとんどが工作物等の都市景観となっている。対象事業実施区域の現清掃工場及び旧清掃工場の煙突及び建屋は、対象事業実施区域周辺の景観を構成する要素の一つとなっている。					

10-11 人と自然との触れ合いの活動の場

10-11-1 土地又は工作物の存在及び供用

1. 施設の存在等に伴う人と自然との触れ合いの活動の場

調査の結果			予測の結果	環境保全措置	評価の結果
茜浜緑地及び海浜公園の概況は、対象事業実施区域周辺に位置し、散策や運動等に利用されている。 茜浜緑地及び海浜公園で実施した現地調査は以下に示すとおりである。 駐車場利用台数及び利用者数は、平日に比べ休日の方が多く、時間帯としては、平日は11時台、休日は15時台が最も多くなっている。			施設の供用に伴い、施設の存在による景観の変化や施設の稼働による大気質、騒音、振動、悪臭等の影響が考えられる。 このうち、景観については「7-2-10 景観」に示すように、建物のデザインに配慮することにより、できる限り影響が低減されたものとなっている。また、施設の稼働による影響についても、「7-2-1 大気質」、「7-2-3 騒音及び超低周波音」、「7-2-4 振動」、「7-2-5 悪臭」で示したように、いずれの項目も周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価している。 したがって、施設の供用による主要な人と自然とのふれあいの活動の場の利便性及び快適性の変化に及ぼす影響は小さいものと予測する。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・排出ガスは、法規制よりも、より厳しい目標値を満足させて排出する。 ・設備機器類は、低騒音型機器の採用に努める。 ・設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。 ・ゴミピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。
茜浜緑地	利用環境	利用状況・概況			
	第1駐車場	茜浜緑地の北東側に位置する。調査期間中の利用時間は、午前8時30分から午後5時30分までであった。227台の駐車スペースが完備されている。			
	第2駐車場	茜浜緑地の北東側に位置する。調査期間中の利用時間は、午前8時30分から午後5時30分までであった。20台の駐車スペースが完備されている。			
	歩道・堤防	茜浜緑地の海及び菊田川沿いに歩道・堤防が整備されている。一部には、運動器具が設置されている。散策やジョギング等の運動、犬の散歩、自然観察、釣り等で利用されている。			
	展望台	茜浜緑地の中央及び西側に位置する。中央の展望台にはベンチが設置され、休憩や自然観察等で利用されている。			
	多目的広場	茜浜緑地の北東側に位置する。芝生及び砂地からなり、運動等で利用されている。			
海浜公園	歩道・堤防	海浜公園の海及び菊田川沿いに歩道・堤防が整備されている。散策やジョギング等の運動、犬の散歩、自然観察、釣り等で利用されている。			
	広場	海浜公園の中央に位置する。芝生が広がっており、ベンチが設置されている。散策やジョギング等の運動、犬の散歩、自然観察等で利用されている。			

10-12 廃棄物

10-12-1 工事の実施

1. 工作物の撤去又は廃棄、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事に伴う廃棄物

予測の結果	環境保全措置	評価の結果
発生量のうち、金属くず（解体工事6,958 t、建設工事100 t、合計7,058 t）については、有価物（製鉄等原料）として売却し、それ以外の解体工事36,471 t、建設工事1,882 t、合計38,353 tが排出量となる。 排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が「建設リサイクル法」の対象工事となることから、「千葉県建設リサイクル法実施指針」に示されている基本的考え方を踏まえて、①建設資材廃棄物の発生抑制、②建設資材の再使用、③建設資材廃棄物の再生利用（マテリアルリサイクル）、④それが適切でない場合には、建設資材廃棄物の熱回収（サーマルリサイクル）を行う。最後にこれらの措置が行われないものについては適正に処分するものとする。 ＜特定建設資材＞ 特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）については、建設リサイクル法で分別解体や再資源化が義務付けられており、特定建設資材廃棄物については、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生クラッシャーラン、再生骨材等としての利用を促進する。アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生加熱アスファルト混合物、再生骨材等としての利用を促進する。建設発生木材については、チップ化し木質ボード、堆肥等、原材料として利用するとともに、熱を得ることに利用することを促進する。 ＜特定建設資材以外の建設資材＞ プラスチック製品、石膏ボードなど特定建設資材以外のものについても、廃棄物となった場合に再資源化が可能なものについては、できる限り分別を行い、再資源化を実施する。再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型最終処分場で処分すべき品目と、管理型最終処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、資源化に努める。 ・特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 ・特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別を実施して再資源化を行う。 ・再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型最終処分場で処分すべき品目及び管理型最終処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるよう施工方法を工夫し、建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するよう努める。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 廃棄物の再資源化等の環境保全措置により、最終処分量は解体工事、建設工事合計で615 tと予測され、発生量49,411 tに対して抑制効果は98.6%となる。 さらに、資源化等の実施が容易となる施工方法の工夫や資材の選択等に努める等の環境保全措置を講じる計画であり、最終処分量の低減を図ることとしている。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。

解体工事に伴う廃棄物						建設工事に伴う廃棄物					
単位：t						単位：t					
種類	発生量	有価物	排出量	有効利用量	最終処分量	種類	発生量	有価物	排出量	有効利用量	最終処分量
コンクリート塊	34,053	—	34,053	34,053	0	コンクリート塊	380	—	380	380	0
アスファルト・コンクリート塊	1,085	—	1,085	1,085	0	アスファルト・コンクリート塊	10	—	10	10	0
廃プラスチック類	122	—	122	114	8	その他のがれき類	25	—	25	21	4
金属くず	6,958	6,958	0	0	0	ガラス及び陶磁器くず	5	—	5	0	5
木くず	696	—	696	696	0	廃プラスチック類	375	—	375	350	25
紙くず	7	—	7	7	0	金属くず	100	100	0	0	0
石膏ボード	187	—	187	0	187	木くず	420	—	420	420	0
混合廃棄物	321	—	321	192	129	紙くず	32	—	32	30	2
合計	43,429	6,958	36,471	36,147	324	混合廃棄物	635	—	635	380	255
						合計	1,982	100	1,882	1,591	291

10-12-2 土地又は工作物の存在及び供用

1. 施設の稼働に伴う廃棄物

予測の結果					環境保全措置	評価の結果																				
供用時にごみ処理施設から発生する廃棄物の種類及び量は、以下に示すとおりである。 供用時に施設から発生する廃棄物は、合計で29.9 t / 日であり、このうち主灰（21.5 t / 日）を再資源化のうえ有効利用し、焼却飛灰（8.4 t / 日）を最終処分場に埋立処分とする計画である。 施設から発生する廃棄物 単位： t / 日 <table><tr><th>種 類</th><th>発生量</th><th>有効利用量</th><th>最終処分量</th><th>処理等の方法</th></tr><tr><td>主灰</td><td>21.5</td><td>21.5</td><td>0</td><td>再資源化</td></tr><tr><td>焼却飛灰</td><td>8.4</td><td>0</td><td>8.4</td><td>再資源化又は埋立処分</td></tr><tr><td>合 計</td><td>29.9</td><td>21.5</td><td>8.4</td><td>—</td></tr></table>					種 類	発生量	有効利用量	最終処分量	処理等の方法	主灰	21.5	21.5	0	再資源化	焼却飛灰	8.4	0	8.4	再資源化又は埋立処分	合 計	29.9	21.5	8.4	—	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・焼却主灰は、民間事業者に委託して資源化する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・焼却飛灰は、民間事業者に委託して資源化又は最終処分する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 環境保全措置により、最終処分量は合計で8.4 t / 日と予測され、発生量29.9 t / 日に対して抑制効果は72%となる。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。
					種 類	発生量	有効利用量	最終処分量	処理等の方法																	
主灰	21.5	21.5	0	再資源化																						
焼却飛灰	8.4	0	8.4	再資源化又は埋立処分																						
合 計	29.9	21.5	8.4	—																						

10-13 残土

10-13-1 工事の実施

1. 切土又は盛土、工作物の撤去又は廃棄、仮設工事及び基礎工事に伴う残土

予測の結果	環境保全措置	評価の結果								
工事に伴う残土の量は、以下に示すとおりである。 対象事業実施区域の造成及びごみピット等の掘削により発生する発生土は約19,700m³となるが、そのうち6,000m³を対象事業実施区域内において埋戻し等に使用する計画であることから、場外へ搬出する残土は13,700m³と予測される。 工事の実施による残土量の予測結果 <table><tr><th>種 別</th><th>土木工事（造成、掘削）</th></tr><tr><td>発生土量</td><td>19,700m³</td></tr><tr><td>場内再利用量</td><td>6,000m³</td></tr><tr><td>残土量</td><td>13,700m³</td></tr></table>	種 別	土木工事（造成、掘削）	発生土量	19,700m ³	場内再利用量	6,000m ³	残土量	13,700m ³	【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する計画とし、残土の発生を抑制する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・掘削面積を可能な限り小さくなるように配置計画を検討し、発生土を抑制する。	①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。 ②環境基準等と予測結果との比較による評価 工事に伴う発生土量は19,700m³であり、対象事業実施区域内において盛土や埋戻しなどに利用することにより、残土量は13,700m³に抑制されている。 また、環境保全措置の実施により、さらに発生土及び残土の抑制に努める。 以上のことから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。
種 別	土木工事（造成、掘削）									
発生土量	19,700m ³									
場内再利用量	6,000m ³									
残土量	13,700m ³									

10-14 温室効果ガス等

10-14-1 土地又は工作物の存在及び供用

1. ばい煙又は粉じんの発生に伴う温室効果ガス等

予測の結果						環境保全措置		評価の結果	
温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、以下に示すとおりである。						【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】 ・ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電して、場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制する。 ・余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献する。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・廃熱は発電のほか場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制する。 ・本施設の設備機器、EV 棟及び工場棟の照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。		①環境の保全が適切に図られているかどうかの評価 環境保全措置の実施方法等について検討した結果、左記の環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているものと評価する。	
温室効果ガスの排出量は22,895t-CO ₂ /年であり、売電による削減量が7,401t-CO ₂ /年となることから、施設の稼働による温室効果ガスの排出量は15,494t-CO ₂ /年と予測する。									
温室効果ガスの排出量予測結果									
項 目		温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量(t-CO ₂ /年)				
排出	廃棄物焼却	CH ₄	0.115	28	3				
		N ₂ O	1.683	265	446				
	合成繊維焼却	CO ₂	1,740	1	1,740				
	プラスチック類焼却	CO ₂	20,362	1	20,362				
	都市ガス使用	CO ₂	207	1	207				
	軽油使用	CO ₂	36	1	36				
	電力使用（買電）	CO ₂	101	1	101				
	計	—	—	—	22,895				
削減	売電	CO ₂	-7,401	1	-7,401				
合 計		—	—	—	15,494				
注) 単位は温室効果ガスの種類に対応してt-N ₂ O/年、t-CH ₄ /年及びt-CO ₂ /年となる。									

注) 単位は温室効果ガスの種類に対応してt-N₂O/年、t-CH₄/年及びt-CO₂/年となる。